

東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務プロポーザルに係る質疑回答について

令和6年8月16日

No.	資料名	該当箇所 (頁、項番等)	件名	質問	回答
1	【資料2 システム機能要件】固定資産管理システム	No.1～No.16	機能構築の有無について	こちらに記載されている機能については評価対象となるだけで、本業務内にて統合型GISに構築する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	実施要領5(3)に記載のとおり、パッケージに機能がない場合は、代替案やカスタマイズ等で、同等の業務が実現できる必要がございます。
2	【資料2 システム機能要件】下水道管理システム	No.1～No.102	機能構築の有無について	こちらに記載されている機能については評価対象となるだけで、本業務内にて統合型GISに構築する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	実施要領5(3)に記載のとおり、パッケージに機能がない場合は、代替案やカスタマイズ等で、同等の業務が実現できる必要がございます。
3	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P6 第23条(新規データ調達・調整)、1.(1)	住宅地図(株式会社ゼンリン社製等)の調達形態について	本業務内で調達する住宅地図については、買い切りではなく利用契約という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P4 第15条(再委託の禁止)	業務の一部にあたるのかについて	他社製のGISエンジンを購入し、機能構築やその他の主たる対応を自社で行うことは本業務において可能でしょうか。	可能です。
5	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P4 第15条(再委託の禁止)	2次審査(プレゼンテーション・デモンストレーション)	2次審査(プレゼンテーション・デモンストレーション)に、上記GISエンジン取扱代理店の社員を説明補助役として参加させることは可能でしょうか。	可能です。なお、会場スペースの都合上、参加者の人数を6人以内に制限させていただく予定ですので、ご了承ください。
6	01 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務プロポーザル実施要領	P.2 4 スケジュール	2次審査(プレゼンテーション・デモンストレーション)	「プレゼンテーション・デモンストレーションの詳細については、2次審査対象者に別途連絡を行う」とありますが、1者あたりの時間配分を事前に把握したいためご教示ください。	1事業者あたり、準備及び撤去を含め1時間30分以内での実施を予定しております。
7	01 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務プロポーザル実施要領	P.2 4 スケジュール	2次審査(プレゼンテーション・デモンストレーション)	「プレゼンテーション・デモンストレーションの詳細については、2次審査対象者に別途連絡を行う」とありますが、2次審査(プレゼンテーション・デモンストレーション)時は、提出する提案書等を用いて実施することになりますでしょうか。	ご認識のとおり、提案書の内容に沿って実施していただきます。なお、審査会場に設置する大型ディスプレイに提案書を表示して実施いただくことを想定しておりますが、表示する提案書につきましては、一部内容を抜粋・拡大するなど、画面上の見やすさを目的として加工いただくことは可能です。
8	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P.12 第27条(現地調査システムの要件)	(1)別途導入するタブレット端末等	(1)に「別途導入するタブレット端末等」の記載がありますが、導入する機種等、利用予定端末の詳細についてご教示ください。	仕様書第27条1(1)に記載のとおり、「受注者」と現地調査システムに必要な端末スペック等を確認、協議のうえ、導入する端末を決定するため、現段階では未定となります。
9	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P.12 第27条(現地調査システムの要件)	2公開型GISに反映させるための設定	(7)に「システム導入業者と協議し決定するもの」と記載があります。受託者が本業務にて導入するシステムとは別のシステム導入業者との協議が必要なのでしょうか。	仕様書第27条1(7)文中「及びシステム導入業者」につきましては、記載の誤りのため、削除し修正した仕様書を町HPにて公開させていただきました。
10	02 東員町公開型・統合型GIS等構築運用業務仕様書(別紙1)	P.13 第29条(システム環境設定)	(7)システム導入業者	「2統合型GISに搭載されたレイヤを、職員又は事業者の操作で公開型GISに反映させるための設定を行うものとする。」とあります。ここでの「事業者」は誰を示しますでしょうか。もしくは「事業者」ではなく「受託者」で宜しいでしょうか。	仕様書第29条2文中「事業者」につきましては、「受託者」を示しております。修正した仕様書を町HPにて公開させていただきました。
11	03 評価基準(別紙2)	P.2 4評価基準 4 1技術評価 (1)提案内容	提案内容の採点	①提案内容の配点400について、評価項目単位の配点をご教示ください。	評価項目単位の配点を追記した評価基準を町HPにて公開させていただきました。